熊本地震被災者支援のお知らせ

住まい再建のための新しい制度が始まりました。
再建先の住宅へ入居後に申請できます。

＊制度開始前に、すでに再建先の住宅へ入居（転居）した方も対象となります。

住宅ローンを組んで住宅を再建（新築・購入・補修）した場合、借入額にかかる利子の支払額の全部又は一部を助成します。

1 自宅再建利子助成事業

◆対象者：次の（1）（2）の要件を満たす方で再建先（熊本県内）の住宅へ入居した場合

（1）次のアからウのいずれかに該当する方

ア　プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅の入居者で、仮設住宅の供与期間中に退去した方
　※供与期間が延長になった場合は延長後の期間内に退去した方

イ　仮設住宅入居者以外で、次の（A）及び（B）のいずれかに該当する方
　（A）熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『全壊・大規模半壊』の方
　（B）熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『半壊』で、その住家を解体をした方

ウ　上記ア、イのいずれかに該当する方の住宅を再建するために住宅ローンを組んだ配偶者又は２親等以内の親族

（2）再建先の住宅に入居する日の属する年の前年の収入（所得）額が世帯収入要件を満たす世帯
　【収入要件】給与収入のみの場合：500万円以下（事業所得の場合350万円以下）
　※世帯の中に23歳未満の「子」を扶養する方がいる場合

扶養親族　1人	世帯収入550万円以下（事業所得の場合390万円以下）
扶養親族　2人	世帯収入600万円以下（事業所得の場合430万円以下）
扶養親族　3人以上	世帯収入700万円以下（事業所得の場合510万円以下）

　※個人事業者等（給与収入以外）は所得で判断します。
　※高齢者、障がい者について収入要件の緩和があります。

◆助成額

（1）助成対象借入額：借入額のうち850万円まで

（2）助成額：借入額、利率＊、返済期間により算定した利子額
　＊借入額の利率と住宅金融支援機構（災害復興住宅融資）の利率とのいずれか低い利率

（3）助成方法：上記により算定した額を交付決定後に一括交付

リバースモーゲージ型の融資を受けられた場合は

2 リバースモーゲージ利子助成事業

◆対象者：次の（1）（2）の要件を満たす方で再建先（熊本県内）の住宅へ入居した場合

（1）プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅の入居者で、仮設住宅の供与期間中に退去した方※供与期間が延長になった場合は延長後の期間内に退去した方

（2）（1）以外で熊本市が発行する「住家のり災証明書」の交付を受けた方

◆助成額

（1）助成対象借入額：借入額のうち850万円まで

（2）助成額：（1）の借入額×利率＊×20年分
　＊住宅金融支援機構（災害復興住宅融資）の利率

（3）助成方法：上記により算定した額を交付決定後に一括交付

住宅の再建先として民間賃貸住宅に入居した場合、初期費用を助成します。

3 民間賃貸住宅入居支援助成金

◆対象者：以下の（1）～（3）のいずれかに該当する方が、住まいの再建先として熊本県内の「民間賃貸住宅」に入居した場合

（1）熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『全壊・大規模半壊』の方

（2）熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『半壊』で、その住家を解体をした方

（3）プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅の入居者で、仮設住宅の供与期間中に退去した方
　※供与期間が延長になった場合は延長後の期間内に退去した方
　※「民間賃貸住宅」には、公営住宅や社宅・官舎・寮などの給与住宅は含まれません。
　※みなし仮設住宅として入居していた住宅を住まいの再建先として、新たにご自身で契約（2者契約）した場合も対象となります。

◆助成額：１世帯につき一律20万円
　※「り災証明書」上の世帯が対象となります。１世帯あたり、１回限り申請可能です。
　※複数の世帯が同一の民間賃貸住宅に入居した場合は、１世帯とみなします。

住宅の再建先への引越し費用を助成します。

4 転居費用助成金

◆対象者：以下の（1）～（3）のいずれかに該当する方が、住まいの再建先（熊本県内）に転居した場合

（1）熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『全壊・大規模半壊』の方

（2）熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『半壊』で、その住家を解体をした方

（3）プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅の入居者で、仮設住宅の供与期間中に退去した方
　※供与期間が延長になった場合は延長後の期間内に退去した方

◆助成額：１世帯につき一律10万円
　※「り災証明書」上の世帯が対象となります。１世帯あたり、１回限り申請可能です。
　※仮設住宅等に同居する複数の世帯が同一の再建先に転居した場合は、１世帯とみなします。

1～4は再建先の住宅へ入居（転居）後にお手続きください。

※1～3は併給申請できませんので、ご注意ください。

◆申請窓口
　各区役所　助成金受付窓口（総合相談窓口内）
　受付時間　月～金曜（祝日除く）午前9時～午後4時

◆申請期限
　再建先の住宅に入居した日から６カ月経過した日又は平成32年2月28日のいずれか早い日まで
　※平成29年11月13日より前に再建先の住宅へ入居（転居）した方は平成30年5月11日まで

プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅の入居者には、退去手続後に申請書等を郵送しています。
詳しくは、市ホームページでもご確認いただけます。
問すまい再建助成金コールセンター ☎0570-003-157

被災者向け公営住宅の募集について

熊本地震による被災者を対象に、災害公営住宅・市営住宅等の入居者を募集します。

◆対象者：り災証明書で「全壊」「大規模半壊」の判定が出ている方
　※「半壊」の方で家屋の解体する方

◆案内書配布：各区役所及びまちづくりセンター
　11月27日～ 12月28日
　※必要な書類等がありますので必ず案内書をご確認ください

◆申込窓口：

12月３日(日)～12月16日(土)	東区役所	1階ロビー
12月３日(日)～12月９日(土)	北区役所	1階ロビー
12月10日(日)～12月16日(土)	西区役所（旧館）	1階ロビー
12月17日(日)～12月23日(土)	南区役所	3階会議室
12月17日(日)～12月29日(金)	中央区役所	14階大ホール

◆受付時間：午前9時～午後5時
　※どちらの区でも申込み可能。先着順ではありません。
　※申込み多数の場合は優先基準により選定を行い、順番にご案内します。

問 住宅課　☎096-328-2461

被災私道の復旧支援について



平成28年熊本地震で被災した私道の復旧について補助を行います。

◆対象工事：熊本地震で被災した2戸以上の住宅が生活に利用している幅員1.8m以上の私道で事業費が50万円以上の復旧工事

※事業費に応じて補助金の額が異なりますので、各土木センター、各地域整備室にお問い合わせください。

問 東部土木センター ☎096-367-4360
　西部土木センター ☎096-355-2936
　北部土木センター ☎096-245-5050
　富合地域整備室　☎096-357-4154
　城南地域整備室　☎0964-28-2133
　植木地域整備室　☎096-272-1115

マンション管理セミナー＜無料＞

熊本地震により被災したマンション居住者に対して税務の軽減策等について講演会を行います。

◆日時：12月23日（土）　午後1時半～午後4時半
◆場所：くまもと森都心プラザ6階会議室Ａ・Ｂ
◆内容：①雑損控除についての概要説明
　②復旧工事が完了したマンションの体験談
◆講師：熊本西税務署担当官他
◆対象者：マンション管理組合理事長・役員
◆定員：90人（先着順）
◆申込：12月10日より参加申込書に必要事項を書いてメール（kumakanren@gmail.com）、ＦＡＸ（096-351-2647）または郵送（〒860-0805熊本市中央区桜町1-25）で熊本県マンション管理組合連合会事務局へ
※参加申込書は熊本県マンション組合連合会ホームページ（https://www.kumakanren.jp/）からダウンロード、または建築政策課（市庁舎9階）で配布　※電話での受付はできません。

問ＮＰＯ法人熊本県マンション管理組合連合会事務局
　☎096-351-2646

各区地域支え合いセンターでは、みなし仮設住宅などにお住まいの方々を巡回訪問しています。
中央区 ☎096-328-2105　東区 ☎096-367-9267　西区 ☎096-329-2829　南区 ☎096-357-4757　北区 ☎096-272-1972